

平成27年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	災害救助法による災害救助等			担当部局	復興庁		作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了年度未定	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 小瀬 達之	
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・災害救助法第21条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条 ・災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項			関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・東日本大震災における災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて			
主要政策・施策	国土強靱化			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>【災害救助費等負担金】 ・東日本大震災に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>【災害弔慰金等負担金】 ・市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。</p> <p>【災害援護貸付金】 ・自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。</p>							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>【災害救助費等負担金】 ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。</p> <p>【災害弔慰金等負担金】 ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金、又は重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が1/2(都道府県1/4・市町村1/4)補助する。</p> <p>【災害援護貸付金】 ・災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。</p>							
実施方法	直接実施、負担、貸付							
予算額・執行額 (単位：百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算の状況	当初予算	49,355	52,948	47,490	40,612	42,788	
		補正予算	-	4,275	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	78,105	-	-	-	-	
	計		127,460	57,223	47,490	40,612	42,788	
	執行額		127,459	47,707	37,108	-	-	
執行率(%)		100%	83%	78%	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	24年度	25年度	26年度
災害救助費等負担金、災害弔慰金等負担金、災害援護貸付金は、それぞれ法に基づき地方自治体が支出した費用の一部を負担するものであり、定量的な目標の設定はなじまない。		東日本大震災に対して、応急仮設住宅の供与など応急的に必要な救助を行っているところであり、これらに要する費用について必要な予算措置を講じ、被災県に対し必要な金額を執行する。						
地方自治体が必要とする額を執行する		地方自治体からの申請額に対する執行率	実績	%	100	100	100	100
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	100%	100%	100%	100%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	【災害救助費等負担金】 応急仮設住宅の入居戸数		活動実績	戸数	117,674	101,122	82,697	
			当初見込み	-	-	-	80,000	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	【災害弔慰金等負担金】 災害弔慰金等支給件数		活動実績	件数	1,927	538	285	
			当初見込み	-	-	-	250	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	【災害援護貸付金】 災害援護資金貸付件数		活動実績	件数	13,623	1,638	710	
			当初見込み	-	-	-	500	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	○災害救助費等負担金 災害によって実施する救助が異なり、所要額が大きく異なることから、単価当たりのコストを算出することはなじまない。 ○災害弔慰金等負担金・災害援護貸付金 支給(貸付)限度額は決まっている。		単位当たりコスト	-	-	-	-	
		計算式	/	-	-	-	-	

平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	災害救助費等負担金	38,212	40,388	災害救助費等負担金の対前年度増額の主な理由は、 ① 仮設住宅の提供の終了に伴い、今年度に比べ次年度において解体予定の住宅が増加する見込みであるため解体撤去費用が今年度より増えることが見込まれるため ② 応急仮設住宅を設置していたグラウンド、運動場などの原状回復が次年度以降本格化する予定であり、これらに要する費用が一般の土地の原状回復に要する費用より高額になる(水はけを良くするため土の層を何層にも重ねたり、暗渠を入れ替えるなどの措置が必要になるため)ため
	災害弔慰金等負担金	400	400	
	災害援護資金貸付金	2,000	2,000	
計	40,612	42,788		
事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	-		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫負担すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	東日本大震災に対して、応急仮設住宅の供与など応急的に必要な救助を行っているところであり、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としているため、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法に基づき災害救助費、災害弔慰金、災害援護貸付金に必要な費目に限定される。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	応急仮設住宅の供与の延長に伴う費用等について、必要な経費を見込んで予算に計上したものの、応急仮設住宅の退去者が増えたなどの理由により、執行額が予算額を下回った。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	精算監査を行うことにより、適正な予算の執行に努めている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	震災により住家を失った被災者に対し、仮の住まいとして応急仮設住宅を提供している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	特別会計: 東日本大震災分 一般会計: 上記以外の災害分
	内閣府(一般会計)	0054	災害救助等に要する経費	
点検・改善結果	点検結果	災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。 災害弔慰金等負担金は、災害に対し、お亡くなりになられた方に対し、行政(国・都道府県、市町村)が御遺族に対し弔慰を示すこと等を目的とするものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。 災害援護貸付金は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コスト削減等の点検にはなじまいと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。		
	改善の方向性	法律の規定に基づき支給するものであり、改善の余地はない。		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

災害救助の観点から復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

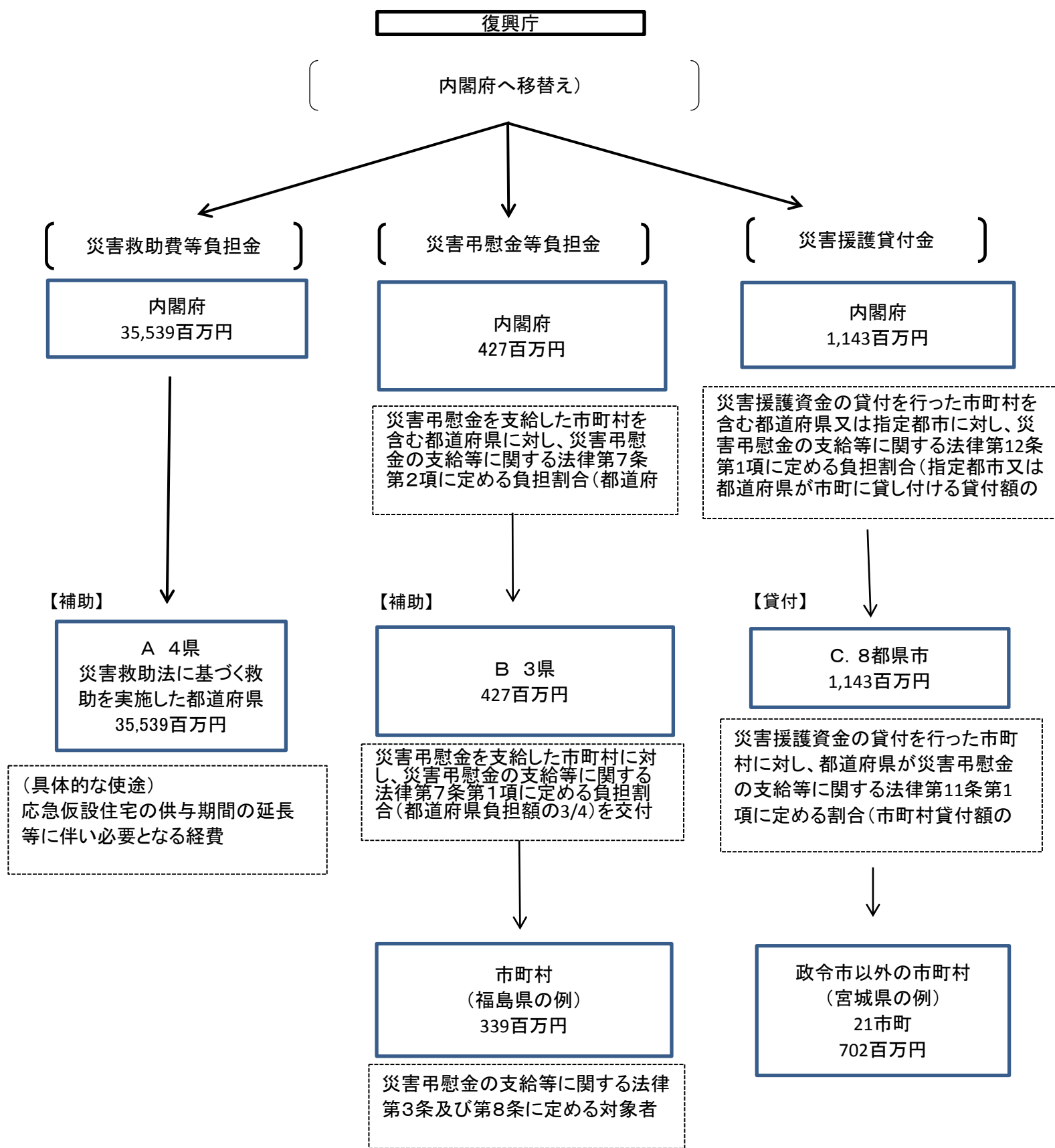
事業の目的である災害救助の達成に向け、引き続き、効率的・効果的な予算の執行に努めていく。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	47	
平成25年度	069・076・077・新26-007	平成26年度	019			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	災害救助法に基づく救助	24,297			
計		24,297	計		0
B.福島県			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
負担金	災害弔慰金等	339			
計		339	計		0
C.宮城県			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	702			
計		702	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	災害救助法に基づく救助	24,297		
2	宮城県	災害救助法に基づく救助	9,454		
3	岩手県	災害救助法に基づく救助	1,726		
4	茨城県	災害救助法に基づく救助	62		

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	災害弔慰金等	339		
2	宮城県	災害弔慰金等	63		
3	岩手県	災害弔慰金等	23		

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城県	災害援護貸付金	702		
2	岩手県	災害援護貸付金	245		
3	福島県	災害援護貸付金	113		
4	千葉県	災害援護貸付金	31		
5	茨城県	災害援護貸付金	26		
6	仙台市	災害援護貸付金	19		
7	青森県	災害援護貸付金	4		
8	東京都	災害援護貸付金	2		
9	栃木県	災害援護貸付金	1		